

イチダイ様信仰の生成

小池 淳 一

一 問題の所在

人はその生まれ年に配当されている十二支によって守護神仏が決まっているとし、その神仏が祀られている寺社等にさまざまな機会に参詣する信仰が現在、北奥羽ではイチダイ様、ケタイ神などという呼称のもとに広く展開している。本稿ではこうした信仰が実際の民俗的な儀礼のなかでどのように位置づけられているかについての調査報告を行ない、さらに関連する史資料を検討して、そこから、特にイチダイ様信仰の生成過程に関する考察を試みたい。⁽¹⁾ なお、本稿は近年、筆者が行なっている陰陽道と民俗事象との相関関係をめぐる考究の一環をなすものである。⁽²⁾

このイチダイ様信仰に最初に注目したのは管見の範囲では中市謙三氏である。中市氏は一九四〇年八月の「ケタイガミなど」⁽³⁾という報告のなかで青森県野辺地地方で巫女のおろす神のなかにケタイガミという神格があり、各自の守護神であり、それぞれに祭日があることを述べている。またケタイガミは人の身のうちにこもっているが、時には出たりもする、霊狐のようなもの、としている。

この中市氏の報告に応じて、藤原相之助氏が翌々月に「ケタイ神と守本尊」という論考を発表している。⁽⁴⁾ 藤原氏はここで宮城県仙台近郊でもケタイ神の信仰が行なわれており、それは生まれ年によって定まる守り本尊であるが、本来は天台宗の仮諦思想との関わりが考えられることを示唆している。さらに現在のケタイ神の信仰は、寛永版の永代大雑書に出ているものが最古か、とし、当初は年の十二支ではなく、神仏を八方位に配当した空間にまつわる信仰であったであろうことを指摘している。

能田多代子氏⁽⁵⁾も青森県南部地方には一家族の守護神としてのケエダエ神という神格があることを注意している。これ以外にも岩手県水沢市では家来神の信仰があったことを森口多里氏が述べており、さらに佐藤健一郎氏・田村善次郎氏も津軽地方の小絵馬の調査研究⁽⁷⁾のなかで弘前八幡宮が戌・亥年の守りガミとされ、祈願をする人が多いことを述べている。

こうした調査報告から、イチダイ様の信仰はかつては北奥羽だけに限定されるものではなかったことが判明する。そしてその生成過程を探るためには、これらの先行する調査研究から主要な視点を導き出すことが

できそうである。

まず第一に、イチダイ様信仰の実際の様態を出来る限り明確に把握することが必要であろう。さまざまな地域やイエなどで類似の信仰が行なわれているようでも、従来、それら全体を総合的に把握し、比較検討することは行なわれてこなかったように思われるのである。第二に中市氏の報告において既に指摘されていたように、イチダイ様の信仰は巫俗との関わりが推測される。この点に留意して、北奥羽の巫俗のなかにイチダイ様信仰に接続するものがないかを検討しなければならない。第三には藤原氏らが指摘したように、イチダイ様の信仰は近世の大雑書類に載せられている。そうした大雑書類の記事を具体的に民俗研究の立場から検討し、民俗事象との関連を追究しなければならないだろう。

以下、ここで先行研究から抽出した三つの視点に即して順次、検討を加えていくこととする。

二 イチダイ様信仰の様態

ここでは、管見の及んだ範囲でのイチダイ様信仰の実態を地域別にまとめ、その様態を確認していきたい。まず、最初に青森県津軽地方の例として南津軽郡田舎館村諏訪堂集落における様態を述べ、関連する周辺地域の事例を続けて述べる。次に青森県南部地方の例として三戸郡田子町上郷地区の飯豊集落における様態を述べ、関連すると思われる南部地方の事例にも併せてふれる。さらに宮城県仙台市における事例、遠く離れた沖縄県那覇市首里における事例についても略述して民俗的な位相を

探る手がかりとしたい。

〔事例一〕 青森県南津軽郡田舎館村諏訪堂⁵⁾

諏訪堂集落の信仰にかかわる組織は大きく三つに大別される。一つはムラ全体の神社である稲荷神社の氏子組織である。主たる祭日は初午祭、例大祭（八月一日）、秋神楽（十一月二十七日）で、毎年一二月に氏子総会が開かれている。神社総代三名と神社長、副神社長、会計の三役は氏子総会の席上で決定される。これらの役職はかつては財産家でなくては務められないなどと言われていた。この組織は集落の祭祀を考える際には公的な性格を帯びていると考えられ、『諏訪堂稲荷神社史考』⁶⁾という神社に関連する史資料を集成した冊子も作られている。もう一つは妙堂クラブで、諏訪堂集落の地に中世末まで居住していたとされる二本柳家に関連すると思われる供養碑を祀るために組織されているもので集落の有志が参加している。この供養碑は村の文化財にも指定されているが、退転した開発先祖の祖先祭祀を直接の血縁関係はない人々が土地神的な感覚で受け継いでいるものである。第三に集落の主婦層によって、オシラサマの祭祀、シチカムラ（七ヶ村）、百万遍（数珠廻し）、卍（マンジ）様¹⁰⁾、ムエン（無縁）様¹¹⁾、地藏様の祭り等を行なうもので、特定の呼称はないが、中心となる人はババガシラ（婆頭）と呼ばれる。前記の二つの組織及びイエ単位の祭祀以外の信仰的な年中行事はほとんどこの集団によって行なわれていることになる。その点から、このババたちの集まりが諏訪堂の信仰にとって稲荷神社の氏子会と並んで、重要な役

割を果たしているということが出来る。

このババたちの集まりが執行する行事として、イチダイ様信仰が表出しているのが、オシラサマの祭祀とシチカムラである。オシラサマの祭祀は毎年、春先（二月頃）に集落のオシラサマを近世には庄屋を務めたという旧家から集会所に移し、カミサマを同じ田舎館村の田舎館から呼び、祈祷してもらおう。この際に稲荷様、岩木山様、赤倉様、卍様、オシラサマなどを神オロシし、向こう一年間の天候や事故など注意すべき点が神の託宣として指摘される。一九九七年の場合は二月一八日に行なわれ、午前九時半から二時間ほどかかった。そしてこの時にシチカムラの行き先も決定される。

シチカムラとはオシラサマの祭祀が終わった後、三月頃に近隣の七つの集落の神社へ神詣りをババたちが集団で行なうもので、行き先と順番をババガシラとカミサマとが、相談して決める。その際にはその年の干支のイチダイ様を祀っている神社へは必ず行き、祈祷してもらおうものがある。そして、そのお札を貰ってきてムラの入り口にそれを立てる。これによってムラに悪いものが入ってこないようにするのだという。

つまりここでは村落における女性の祭祀集団が春の農作業が始まる前に、近隣の神社を巡拝する行事のなかにイチダイ様が意識され、その年に必ず参拝し、祈祷してもらった神札によって集落の安寧が約束されると考えられているのである。

以上の事例からイチダイ様の信仰はシチカムラという集落の女性集団が行なう巡拝行事¹²に顕現する論理であり、そこにはカミサマという宗

教者が関与していることが判明する。しかし、このことは津軽地方で必ずしも普遍的な現象ではない。津軽半島部、いわゆる西北地方においてはこうした信仰や意識、論理の存在はほとんど意識されていない。もちろん、信仰現象であり、個人の内面に関わるものであるから断言は慎まなくてはならないが、筆者の調査した、五所川原市、柏村、木造町、稲垣村、車力村、小泊村などではこうした信仰は浸透していない、といって大きな過誤はないであろう。

一方で弘前市とその近郊の中南津軽郡下では、イチダイ様の信仰はかなり普遍的に見られる。それは民俗調査によらずとも、弘前市八幡町の八幡宮をはじめ、いくつかの神社が「○年生まれの一代様」として広告などを出し、地元紙なども、年頭にふさわしい記事としてイチダイ様の信仰を取り上げていること¹³から容易にうかがうことができる。また、中津軽郡西目屋村大秋では春秋二回の「七カ所かけ」があり、春は村の外の神仏をまわり、最後にその年の干支となっている神に詣るといいうから、諏訪堂のシチカムラの形式と似た行事であることがわかる。なお、大秋では一一月の秋仕舞が終わった頃には村の中で「七カ所かけ」を行なうという¹⁴。

この事例から、イチダイ様の信仰は村落にとって不可欠なものではなく、諏訪堂や大秋においてイチダイ様信仰が顕現する基盤となっている七カ所の神社を巡拝する民俗に二次的に加わった要素である可能性を指摘できる。さらには、ある程度の交通圏の拡大が中・南津軽地方をおおった段階でこうした信仰が顕著になったものではないか、という推測も許されるように思われる。

さらに筆者の調査によれば、南津軽郡碓ヶ関村碓ヶ関及び古懸では、古老の多くが、それぞれ自分の生まれ年の干支によってイチダイ様があることを知っているが、毎年参詣する場合もあれば、めったに参詣することがない場合、近所の同じ神名の寺社で済ませる場合など、その信仰形態は個人差がかなりある。なお、碓ヶ関での複数の古老からの聞き書きによってイチダイ様と津軽における寺社とを確認してみると子年は清水の観音様（西目屋村清水観音堂）、巳・辰年は岩木の愛宕様（岩木町愛宕橋雲寺）、寅年は岩木の虚空蔵様（岩木町百沢百沢寺）、未年は大鰐の大日様（大鰐町大円寺）、酉年は碓ヶ関村古懸のお不動様（碓ヶ関村古懸国上寺）、戌年は弘前の八幡様（弘前市八幡町の八幡宮）、古懸の八幡様（碓ヶ関村古懸八幡宮）、亥年は弘前の八幡様（弘前市八幡町の八幡宮）となっていた。イチダイ様として一定の地域の寺社に結び付けられているものの、その対応は固定的なものではないことがうかがえるのである。⁽¹⁵⁾

次に同じ青森県の南部地方に展開しているイチダイ様の信仰の実態をみてみよう。

〔事例二〕 青森県三戸郡田子町飯豊⁽¹⁶⁾

飯豊集落のオボスナ様は法呂神社で、祭日は八月二十九日である。また毎月二十九日は月次祭として別当、氏が集まり御神酒をあげ、酒と肴で飲食することもある。別当は中村勝治氏で、この職は世襲されている。それ以外に昭和四八年頃から設けられた氏子総代という役職が七名いる。

集落の講集団としてはオナゴトウ、コヤストウなどと称される子安講（女性の講、旧一月二三日）、二十三夜講（旧一月二三日、集落をオットウ、コットウの二つの組に分けて行なう）、ホンケトウ（男性の講、後述）などがある。さらに代参講として希望者が集団で任意の日に徒歩で十和田神社に参詣する十和田詣り、牛馬のために岩手の気比神社に旧六月一日、一五日に参詣する蒼前講、浄法寺の桂清水観音に旧曆四月一八日に参詣する観音講などがあつたが、いずれも現在では衰退している。

イチダイ様信仰はこうした講集団のなかでもホンケガミ、ホンケトウ、ホンケトウツコなどと称されるものに見いだすことができる。このホンケトウの現況について以下、述べてみよう。⁽¹⁷⁾

これは一九九六年現在では未申年生まれの子守神である大日如来を祀る集団行事のみが行なわれている。祀りは毎年旧曆の一月八日夜に、飯豊の未申年生まれで、この講に参加している者たちの家を会場とし、一年毎に持ち回りで行なっている。会場となった家には大日如来を描いた二本のカケジ（掛け軸）を廻していく。祀りは御神酒、賽銭をあげて、拜んだ後、この集落の別当である中村勝治氏が祝詞をあげ、その後共同で飲食をしたり余興をおこなったりする。かつては他のホンケガミを祀る集団もあつたが、現在では一つしか行なわれていない。メンバーは一軒の家から一人と決まっており、該当する干支の生まれでも複数が参加することはない。新たに参加する際の儀礼は特にないが、初めて参加する際には酒を持って会場に行くこともあつた。現在の参加者は一〇名前後で、かつては男性ばかりであつたが、近年は女性も参加するように

なった。

なお、女性による講集団の行事としてのコヤストウ（子安講）は現在では毎月二九日に集落の神社である法呂神社に集まっている。そこで中村氏が祝詞をあげ、当番がサカナを作り、共同で飲食をするという。

この地域では講を一般にトウ、トウツコと称し、集団で神仏の祭祀や遠隔地参詣を行ってきたわけであるが、現在では、人口の減少や生業の変化によって講集団とその行事は衰退が著しい。飯豊集落のホンケトウも同様であるが、一九七七年の東洋大学民俗研究会による調査の際にも、ホンケトウは未申（大日如来）、戌亥（八幡）のみであった。他のホンケガミを祀る集団があつたかどうかは確認できない。各年ごと全てのホンケガミの講があつたか、そしてその必要性の有無と併せて若干、疑問が残る。

ただし、この地域では同齡感覚が、特に厄年の際には顕著に表出しており、毎年厄年にあたる人々は田子の町全体で神官に依頼して厄祓いの祈禱をしてもらう。また集落単位でもかつては厄年にあたると近隣の人々を招いて宴席を設けたという。こうした事例から、イチダイ様の信仰の基盤の一つが、同齡感覚であることを確認することができる。

なお、同じ岩手県の水沢市における家来神の信仰は正月に産土社に参詣したあと、家族の家来神に参詣するものである。ここではそれに加えて、日常的に、それぞれの家来神を信仰し、虚空蔵（丑寅）は八目鰻、普賢（辰巳）は蓼、大日（未申）は烏、八幡（戌亥）は鳩の食物禁忌があるとしている。しかし、全ての家来神に禁忌がないことや、烏や鳩が

はたして食物としての禁忌対象として意味があるのか疑問が残る。

〔事例三〕 宮城県仙台市

藤原相之助氏の論考によれば、仙台辺で信じられているケタイ神は、子：観音、丑寅：虚空蔵、卯：文珠、辰巳：普賢、午：勢至、未申：大日、酉：不動、戌亥：八幡であるという。さらに仙台の宿の主婦との対話が記録されており、藤原氏は卯年で、そのケタイ神は文珠様で仙台では荒蒔の文珠堂が栄えていること、主婦は寅年で、そのケタイ神は向山の虚空蔵様であり、池に年に一度は鰻の放生をしていることを知ることが¹⁹⁾できる。

田村昭氏によれば、旧仙台市内で十二支の守り本尊（ケデエ神）は次のようになっているという。²⁰⁾

子：ねずみ	宮城野区原町一丁目	善人院観音堂	千手観音
丑：うし	太白区向山四丁目	虚空蔵堂	虚空蔵菩薩
寅：とら	太白区向山四丁目	虚空蔵堂	虚空蔵菩薩
卯：うさぎ	青葉区八幡六丁目	文珠堂	文珠菩薩
辰：たつ	太白区向山四丁目	愛宕神社	普賢菩薩
巳：へび	太白区向山四丁目	愛宕神社	普賢菩薩
午：うま	青葉区北目町	二十三夜堂	勢至菩薩
未：ひつじ	青葉区一番町一丁目	大日堂	大日如来
申：さる	青葉区一番町一丁目	大日堂	大日如来

西…とり 青葉区中央二丁目 三滝山不動院 不動明王
 戌…いぬ 青葉区八幡四丁目 大崎八幡神社 阿弥陀如来
 亥…いのしし 青葉区八幡四丁目 大崎八幡神社 阿弥陀如来

北奥羽とはかなり離れた、こうした都市においてもイチダイ様の信仰は見いだすことができ、明治以降の歴史を背負っていることが分かる。

イチダイ様と特定の寺社とが結びついていっている点は津軽地方におけるイチダイ様の様相と通じることもある。こうした様相がいわゆる都市化と関連するかどうか、については慎重に検討しなければならない。さらにこの仙台近郊において津軽地方にみられたような村落におけるイチダイ様信仰をみいだすことができるのかどうかについては、今後の課題である。

さらに、ムラにおける信仰に関する共同体的な規制が緩んだときにこうした個人毎の祭祀や信仰が表出するのか、それともこうした信仰を支える論理はまったく別のものなのかは民俗信仰、特に祖霊や氏神に関する観念の歴史的性格を考える時の重要な視点であると考えられる。この点については本稿で深く考察する用意はないが、ここで指摘だけはしておきたい。

そうした意識とともにイチダイ様信仰は仏教民俗的な考究の対象とも足り得ることは、寺院とそこに祀られている本尊に対しての民俗的解釈であることから容易に理解できるであろう。その点からは次に挙げる地域的にはあまりに離れた沖繩におけるイチダイ様信仰も重要な問題を提起しているものといえよう。

〔事例四〕 沖繩県那覇市首里⁽²⁾

首里では現在四つの寺院に安置されている生まれ年の十二支によって決定される八つの守り本尊に祈願して巡拝する「十二カ所ウマーイ（御廻り）」という信仰が盛んに行なわれている。四つの寺院は全て臨済宗であり、守り本尊はこれまでに見てきたイチダイ様の事例と同じく、子・千手観音、丑寅・虚空蔵菩薩、卯・文殊菩薩、辰巳・普賢菩薩、午・勢至菩薩、未申・大日如来、酉・不動明王、戌亥・阿弥陀如来となっている。

現在、この習俗に関わりを持つている寺院は慈眼院（子、丑寅、午、辰巳）、安国寺（酉）、西来院（戌亥・卯）、盛光寺（未申）である。一九九〇年までは同じ首里にある万松院が辰巳と卯の守り本尊を祀っていたが、この機能を廃止したために辰巳の守り本尊は慈眼院へ、卯の守り本尊は西来院へと移った。さらに戦前には円覚寺（戦災で焼失）などをはじめとする寺院も加わっていた。また現在、那覇の波の上の護国寺には十二支全ての守り本尊が祀られている。

従って護国寺のみに参拝する場合、首里の四つの寺院を廻る場合、護国寺と首里の合計五つの寺院を廻る場合、さらに他の聖地や拝所までをも含めて廻る場合と信仰の実態は多様で、さらに沖繩独特の仏教受容―庶民層への布教が近世期に禁じられていたことや檀家制度の欠落など―の事情から巡拝をうける寺院の側の対応も仏教本来の教義を強調して廃止に向かう場合から、民間の習俗として許容する場合等さまざまである。なお、注目されるのは、こうした巡拝にはユタやムヌシリといった民

間の宗教的職能者が関与していることが多いということである。いわば首里の十二カ所巡りは寺院と沖縄の民間宗教との習合の上に展開しているものと位置づけられるのである。

以上、これまでに知られているイチダイ様をめぐる民俗事象について概観し、様相を記述してきた。大まかにまとめてみると、青森県津軽地方では村落の行事として女性が担う巡拝のなかに見いだされていたのに対して、同じ青森県の南部地方では男性による同齡感覚にもとづく講行事にイチダイ様信仰が見いだされた。また、津軽地方や宮城県仙台市、沖縄県那覇市などでは地域の共同体的な祭祀の対象というよりも個人的な祈願の対象としてイチダイ様信仰が顕現していることが確認できた。

こうした地理的にも隔りがあり、歴史的な展開も異なった地域に酷似した信仰現象が見いだされることをどのように解釈したらよいのだろうか。イチダイ様の、特に生成過程を考える際に、少なくとも隣接する土地への伝播や一定の宗教体系の受容といった観点では充分なものではない、ということはあるのではないだろうか。特に津軽地方でも沖縄の首里の場合でも民間の宗教的職能者の関与という点は構造的な一致とはいえ、看過できない問題である。この点に注目して、次節では特に東北地方の巫俗にみられるイチダイ様についての分析を試みたいと考える。

三 イチダイ様信仰と巫俗

イチダイ様信仰の生成要因を考えていく際には、前節で報告、検討を

行なった、いわゆる民俗事象としての様態のみを対象にするのでは不十分である。なぜならば、イチダイ様の信仰は、そこでみてきたように地域毎に展開している様相が多岐にわたっており、さらに地域内で考えるとそれぞれの土地における民俗事象のなかに組み入れられた上で独特の位置を占めていることが明らかになったからである。こうした錯綜した様相を呈するようになったのは、土地毎の事情に規定されない別のレベルの伝承の流入や影響を考えるべきであろう。そこで、本節では日常生活のなかに見いだされる民俗事象から離れ、それらの民俗事象に影響を与えてきたと思われる宗教者（ここでは巫者）が保持する知識や儀礼の執行の様相に注目し、そこにみられるイチダイ様信仰を検討してみたい。

ここでは、青森県南部地方から岩手県北地方にかけての巫俗のなかに見いだされるイチダイ様についての整理検討を行ない、さらに東北地方の巫俗のなかでの位置を確認していきたい。具体的にはこの地域の巫俗に関する夏堀謹二郎氏⁽²²⁾、小井川潤次郎氏⁽²³⁾、石川純一郎氏⁽²⁴⁾、桜井徳太郎氏⁽²⁵⁾らの報告に基づき、イチダイ様がイタコや類似の宗教者の行なう儀礼の中にどのように位置づけられているかを抽出した後、イチダイ様に関わる祭文を検討し、さらに巫儀におけるイチダイ様の位相を考察することとする。

まず、広義の南部地方に属する岩手県二戸地方の巫女を検討した石川純一郎氏の報告をみていこう。⁽²⁶⁾

この青森県南部から岩手県北にかけて在住する巫女七人に対する調査でイチダイ様信仰はカミヨセ（神寄せ）ヤクチヨセ（口寄せ）と称される巫儀に見いだすことができる。

岩手県二戸郡福岡町川又の中村いそ巫女（明治四二年生）の場合、ク
 チヨセの巫儀のなかで行なうカミヨセの時に、家の主人一人に限っては
 ウチガミサマを寄せ、一家のものに対してはケタイガミを寄せる。同じ
 二戸郡一戸町横町の川口ふじ巫女（大正元年生）の場合は、クチヨセの
 際、「散供だて」「カミヨセ」、さまざまなカミの「ウタグラ」「一代様」
 を唱えてから仏様を寄せる、という。そして一代様のウタグラ（祭文）
 は二種類あるという。その具体的な内容については後述する。一戸町本
 町の切明畑タミ巫女（大正三年生）の場合は、カミヨセを行なって「神
 口」を寄せた後に「一代様」を寄せる。一代様を寄せる場合は、その人
 の年齢や性別を聞く、という。岩手県岩手郡西根町大更の船越リヨ巫女
 （明治四二年生）の場合は、クチヨセの際にウタグラヲカケて信仰する
 神を呼ぶか、依頼者の生まれ年と性別を告げてもらって守り本尊さん
 （一代様とも言う）を呼んで、その年の運勢などを聞く、という。

これらの報告から、イチダイ様信仰はこの地方の巫俗の中で、カミと
 呼ばれ、巫女たちが祭文を唱えることによって呼び寄せることができる
 存在として位置づけられていることがうかがえる。さらに、この巫儀の
 中のカミは個人の生年と性別とが考慮されるが、ホトケ（死者）とは
 はっきり異なったものとされていることも判明する。

前述の巫女の中でも川口ふじ巫女の伝承するウタグラ（祭文）を具体
 的に検討してみよう。まず、イチダイサマとケタイガミはハナレホンケ
 とナラビホンケという次のようなグループに分かれるという。

ハナレホンケ	子 センジュカンノン（千手観音）
	卯 モンジュボサツ（文珠菩薩）
	午 セイシカンノン（勢至観音）
	酉 フドウボサツ（不動菩薩）
ナラビホンケ	丑・寅 コクゾウボサツ（虚空蔵菩薩）
	辰・巳 フゲンボサツ（普賢菩薩）
	未・申 ダイニチニヨライ（大日如来）
	戌・亥 ハチマンサマ（八幡様）

これは十二支のなかで子卯午酉に対しては一つのイチダイ様が対応す
 るが、それ以外は二つの干支に対して一つのイチダイ様が対応すること
 で区分されており、仏教の教理上での区分や厳密な神と仏との区分では
 ない。本来、不動明王であるべき酉年のイチダイ様を不動菩薩とするの
 は、おそらく卯年の文殊菩薩との対応を意識したことによって生じた誤
 りであろう。同じことは午年の勢至観音にもいえる。この場合は子年の
 千手観音との対応にひかれたのであろう。そしてウタグラは「カンノン
 サマのウタグラ」「ハチマンサマのウタグラ」だけは固有のものがある
 という。具体的に見てみよう。

○カンノンサマ（観音様）のウタグラ

へ観音勢至 フナヨカナ フネヨカベ ウキヤマジューアダルハヤ

プサ ヒトハドカイデキジョートバソーヤ オミサカシチリ オミ
サカヤ イチノージ観音様ト並ンデ来ルアラゴ アラネトナランデ
サヨネナルカナ カツラミジワ フジヨガネヨシ 夜汲メドモ濁ラ
ザルカラ タダマノトノヒタツノタツワアマクダリ

○ハチマンサマ(八幡様)のウタグラ

へ八幡様 弓矢ワ上手ニ 百矢矢ワ射レドモ アダヤナギモノ ク
ワノ港ニコダマヨシ 手ニ取り見レドモ袖ニヌラサズ ヒノミヤ
コージ ワレヤコージ クロガマノ 乗セデ遊ベーヤ カゲデ遊
ベーヤ ビシヤモンミル コビシヤモノミル テイシヨツルギワ
ヌイデモ切ル ヌカネデモ切ル 八幡様舟降りガゲデ ジャケワ行
者ト名乗リテ スデデ帰ローヤ スデデ戻ローヤ ムンドロンドロ
ント引離シ申ス

そしてこの二つ以外のウタグラは次にあげるもののどちらか一方を適
宜、用いる、という。

へ今朝ノ朝日ワ黄金ニマツタル朝日カナ 七重ノ雲ヲ分ケテ照ラ
ソーヤ シセツニ月交ワル 変ワランモノワ松ノ緑 米ウチ撒イテ
イツモヨカレト神エモス

※ ※ ※
へテイノオリヲ今見レバ ソコグノムネンニマズハナヨ セツイド
コロニ旗ヲ立テ ハタラク マツユルギ……(忘却)

こうしたウタグラ(祭文)を経ておろすイチダイ様について石川純一
郎氏は、生者のために行ない、運勢の他に遠く離れているものの消息も
知れることから生口(生きている人の霊を寄せる)に近いものと位置づ
けている。

次に同じく南部地方の青森県八戸市近郊の巫女の伝承に現われるイチ
ダイ様信仰についても見ておこう。

この地域でもイチダイ様の信仰は巫女たちの行なう巫儀のなかに位置
づけられており、その点ではこれまで見てきた様相と大きな違いはない。
青森県三戸郡南郷村中野在住の林ませ巫女(大正一五年生)は旧暦二月
いっばいは神寄せをし、その際の順番は内神様(神明様)、所の産土様、
客の希望する神々、一代様(ケタイ様)、先祖様、最後に仏様となつて
いる。同郡名川町上名久井在住の中村スワ巫女(大正八年生)の場合も、
内神様、ムラの産土神様、所の神様、一代様、先祖様の順だという。

ここでの神寄せの順番からは地縁的な産土神と先祖との間で呼び出さ
れることから両者の媒介となるような神格ではないか、という指摘はし
ておいてよいであろう。しかし、さらにこの地域の伝承で注目されるの
は三戸郡南郷村島守の谷川ハル巫女(生年不詳、明治年間の生まれ)の
伝承してきたケタイ神の祭文である。

ケタイ神

〔千手観音様〕 妙法れんにん 観世音菩薩 ふんまふばんだい にん
じゅうむんじゅう にんじゅう五王菩薩 ふんまふばんうだい菩薩
かいはうむんどろ奉り

〔虚空蔵菩薩〕 朝日かな 夕日輝く くまのつや まいであとおす

神揃ひ申す

よき馬に貝鞍おき 庭に立つ 神乗りさうともなり 月も日にもだ
いのはうはくらむるに 月こそませやゆる照らさうや 昼も照らさ
うや さおりなき さわらのはし さおりくおなき

〔普賢菩薩〕 かみちづつ六つ七つ 六つある道を歩めたり 神風そよ

がね おりふねを 下にはしげなり 黄金かみなり さうともなり

〔大日如来〕 さんぎさんぎ 六根だいし おしめに八大金剛童子 い

ちちに礼拝南無婦命頂礼 かみのかくやま これなれと

〔不動菩薩〕 のうまんさん まだいばあさらだ せんだいま からさ

あたそうあたうんたらだと奉り

〔八幡様〕 八幡様の持つべきものは一の弓 八幡様の持つべきものは弓
をば片手に持ちて 矢をば腰にさげて 八幡様の持つべきものや

甲冑 八幡様の持つべきものは 蘆毛の馬にやる鞍乗せて八幡様

卯（二戸地方の巫女の伝承では文殊菩薩）と午（同じく勢至観音）が
欠けているが、これはあるいは記憶の欠落かもしれない。ここに挙げら
れている六つの神仏の祭文は千手観音が經典的な趣があるのに対して、
大日如来、不動菩薩は密教的修験道的な趣があり、それ以外は巫女の伝
承する祭文とよく似ている。「ケダイ神」としてまとめて伝承されてい
たが、このように内容、様式を相互に比較すると、ケダイ神の祭文とし
てまとまりがあるわけではなく、どちらかという神仏名に即して寄せ
集められたもの、ということができらるであろう。

文が巫俗の中にとり入れられ、一定の位置を占めるようになったのは、
他の祭文の成立以降であった可能性も考えられるということになる。

最後に東北地方全体の巫俗のなかのイチダイ様信仰の位置について桜
井徳太郎氏の調査研究をもとに検討していこう。桜井氏は人間の守り本
尊は生まれ年の十二支で決まっています、これをイチダイ様と称するのは
東北地方の巫女に共通している、とするが、ケタイガミと称するのは岩
手県北部のみであるとす。しかし、ケタイ神の呼称は第一節で触れ
た中市謙三氏の報告で青森県野辺地近辺でも行なわれていたし、仙台
でも盛んであったことは第二節でも示した通りである。こうした呼称は
巫俗ではなく、一般の民俗事象から見いだされるものであるから位相は
異なるのだが、どちらが先行するものか、意識しつつ検討しなければな
らない。筆者は、指し示す内容は同じで訛伝が著しいのは一般の民俗事
象のほうであるから、かつてはケタイガミという呼称は岩手県北に限ら
ず、さらにひろく巫俗と関わりながら知られていたのではないかと考
えている。

次に東北の巫俗のなかでイチダイ様はどのような位相を占めているか、
について考えてみよう。秋田県南秋田郡昭和町大郷守在任の青木マツイ
巫女（明治二八年生）はハレー（お祓い、祈祷）の際にムネボトケとい
う守り本尊をおろす。これは祓いを依頼する人の干支の守護神である、
というからイチダイ様信仰と認められる。ここではそれは

あたりエト 守り神 祭り日

子年生 千手観音 一七日

丑・寅生	普賢菩薩	一三日
卯年生	馬頭觀世音	二五日
辰・巳生	貴船明神	二四日
午年生	トウミヨウ菩薩	二三日
未・申生	大日如来	八日
酉年生	不動明王	二八日
戌・亥生	八幡大菩薩	一五日

とされている。⁽³²⁾

祓いに儀礼にイチダイ様を見いだすことができるのは宮城県北部地方も同様である。ここでの巫儀では依頼を受けた人の家のウジガミサマ（屋敷鎮護の地主神）をおろすが、ウジガミサマを持たない場合は当人の干支に見合う守護神をおろす。これを一代様オロシと称する。こうして一代様を勧請してからオツパライ（御祓い）の祈祷が行なわれるとい⁽³³⁾う。

この秋田と宮城の巫俗においてはイチダイ様信仰は祓いの儀礼に表出しているものであり、南部地方のカミヨセの儀礼のなかに見いだせる場合とやや位相が異なっているといえよう。これが地域性に起因するものか、巫女の系統すなわち巫儀の相承の系譜の差なのか、あるいは単なる調査の偏りによるものかどうかはにわかには判断することはできない。この点については今後、巫俗をこうした観点から調査するとともに、ここで検討した調査資料以外の資料を徹底して検討していく必要がある。少なくとも、ここでは東北地方の巫俗にみられるイチダイ様信仰は十二支それ

ぞれに比定されている神仏の名の違いだけではなく、この信仰全体を指す呼称の多様さ、実際の巫儀のなかの位置づけの違いといった問題点を含んでいることは指摘できるであろう。

以上の検討を通して明らかになった巫俗のなかのイチダイ様信仰についてまとめておこう。イチダイ様という生まれ年によって守り本尊が決定されるという觀念それ自体は東北地方の巫俗に広く見いだすことができるものであった。しかし、その様相を祭文と巫儀の実態とに即して考えてみると、祭文に関してはイチダイ様独自のものが広く東北の巫俗に存在しているわけではないことが明らかとなった。さらに、それぞれのイチダイ様ごとに祭文が定まっているわけではなく、一部の神仏に対してのものか、神仏の違いを無視した共通のものしか見いだし得ないことも判明した。また巫儀のなかの位置づけでも秋田、宮城などでは祓いの儀礼に顕著に見いだされるのに対して岩手から秋田にかけての南部地方では、カミヨセの一部に組み込まれているなど、儀礼の構成を考えた場合、無視できない違いがあることも明らかとなった。ただし、イチダイ様と直接、関与しない祭文のうちのいくつかに十二支の概念を見いだすことができる⁽³⁴⁾、巫俗との結びつきは深く、イチダイ様信仰の受容の基盤となっているのではないかと考えられる。

これらの点から巫俗のなかでもイチダイ様信仰は形成の過程にあり、ひとまとまりに伝承されるようになったのは比較的新しいのではないかと、という予測が成り立つ。一般の民俗事象の生成に巫俗の介在があったであろうという予想のもとにこうした検討作業を行なったわけであるが、巫俗のなかでもイチダイ様の信仰は明確な像を結ばないようである。そ

ここで次には、こうしたイチダイ様の信仰が時代性を反映した資料である大雑書類に記述されている点に着目して考究を進めていきたい。

四 守り本尊の事―大雑書のなかのイチダイ様

大雑書について筆者はこれまでに主としてその評価、受容の問題と民俗事象との対照による民俗研究へに適用の可能性の問題について論じたことがある。⁽³⁵⁾そこでの検討の成果を本稿で必要な範囲で振り返っておこう。大雑書は近世期の書物の出版量の拡大と流通網の整備という状況のなかで、庶民生活に密着した生活日用書として版行が繰り返されたもので、内容は暦注、まじない、方位の吉凶、男女の相性、種々の占い等雑多な知識が体系だった整理も行なわれずに収められている。しかし、この類の書物は需要もおおく、熱心に利用されたようである。さまざまな内容で繰り返し、出版され、厚さ五センチにも及ぶ大冊から一枚刷りのものまで多種多様な異本が存在する。さらに伝存しているもの多くは痛み、損耗の程度が甚だしい。このように出版量の多さと利用の様相とが明らかであることから、庶民生活の特に文字に近接した部分で、かなり重要な意義を持つ書物であると位置づけられる。特にその内容は『籙盤』などの陰陽道書に拠るところが多く、陰陽道の近世以降の展開、特に民俗事象との関連を考える際に重要なものといえる。

民俗事象との比較対照という点からは、記事内容の絶対年代が確定できるわけではないが、刊行年を中心にある程度の時代性をうかがうことができる。そして伝承的な民間の知識がはじめて文字に書きとどめられ

る場合、さらに大雑書がさまざまな呪法や知識の起源となっている場合、伝承的知識や概念と中世以前に書物によって継承された知識とが組み合わされて大雑書に取り上げられた場合、現在では伝承されなくなった知識が詳細に記述されている場合などが想定でき、個別の内容の具体的検討が必要になってくる。ここでは第二節及び第三節で検討してきたイチダイ様の信仰が民俗事象や巫俗のなかに比較的不安定な様相で存在することが分かったことから、それ以外の様態のイチダイ様信仰を考えるために大雑書の記事を取り上げて検討し、記載されている内容について整理検討を加えてみたい。

大雑書の源流としてこれまでに指摘されている『籙盤』や『陰陽雑書』などの中世の陰陽道書にはイチダイ様に関する記事は管見の限りでは見いだせない。最初期の大雑書としては寛永九年（一六三二）板と寛永一二年（一六三五）板が知られるが、国会図書館本ではどちらにもイチダイ様の記事はなく、藤原氏の指摘する寛政版の大雑書については不明である。「一代の守本尊」という言い方は、例えば近世の方言類聚である『物類称呼』（安永四年・一七七五）の鰻の項に丑寅年生まれの一代の守り本尊として虚空蔵菩薩にふれてはいるが、十二支全ての守り本尊は見えない。イチダイ様の記事が見いだせる大雑書類は、文字通りの管見の範囲ではあるが、文化己巳（六年・一八〇七）再刻の刊記のある『永曆雜書天文大成綱目』が最も早い。ここでのイチダイ様に関する記述「十二支生産年吉凶并守本尊の事」を、全て掲げると膨大に過ぎるので、特に最初の子年の条のみを見よう。それは

子のとしに生まる、人は一代の守本尊せんじゆくはんおんなりこの人さきしやうにてはこくていの御子也ほくとのとんらう星より白米壹石式斗と銀子五貫目をうけて今じやうへうまる此人ぜんしやうにて人のしざいにおこなわる、をたすけたるゆへにこんじやうにていしよくのゑんありつねにしづかなることをこのむうまれじやう也またねのとしはそんなうとて人のにくみをうける事ありつ、しみてよしふうふのゑんはじめの縁かはりてのちにさだまるべし子は四人ありて二人の男を得べし三十五よりまへはしんしやうさまたげありてくろふおほしとしよるほどゆたかにしてゑいくはあるべしいのちは七十三又は八十三にて死すべし▲みやうけんはじゆみやうをまもり給ふ▲みろくほさつはちゑをさづけ給ふ▲せいしほさつはふくとくをあたへ給ふ一代のうちよくしんしてよし

となつており、単純に守護神仏を述べるだけでなく、先生(前世)での行ない、今生で気をつけるべきこと、夫婦の縁、子どもの数、寿命を述べ、さらに守護神仏以外の仏たちへの信仰も薦めるといふかたちになつてゐる。こうした記事によつてイチダイ様信仰の概念が、文字を知る人々の間には容易に広がる条件が整えられていったことがうかがえる。そこで、注意すべき点は十二支各々に易の卦が付され、さらに守護仏の絵像があることである。このことは、イチダイ様信仰が易占と深い関わりを持つていた可能性を示すものである。この易の卦と絵とが示されるスタイルはこの後、大判の大雑書にはほとんどと言つてよいほど踏襲されていく。

また、この『永曆雜書天文大成綱目』では、十二支と守り本尊の配当は子〓千手觀音、丑・寅〓虚空藏菩薩、卯〓文殊菩薩、辰・巳〓普賢菩薩、午〓勢至菩薩、未・申〓大日如来、酉〓不動明王、戌・亥〓阿弥陀如来となつてゐる。これは先にみてきた民俗事象や巫俗のなかの配当とほぼ一致し、さらに大雑書類の多くもこれを踏襲してゐる。ただし、相違点としては戌・亥を八幡大菩薩とする場合が、大雑書にも、民俗事象及び巫俗にもあることで、このことも一般的に本地垂迹説では八幡の本地を阿弥陀とするということ以上に大雑書と民俗事象、巫俗との関わり の深さを示唆するものといえよう。

管見の範囲では戌・亥のイチダイ様を八幡とする大雑書は天保十一年(一八四〇)の『永代雜書三世相』が最も古い。しかし、ここでは本文では八幡大菩薩としながら、付されている神仏の絵像が阿弥陀の像容となつており、阿弥陀から八幡へと変化する過渡的な様相を示しているようである。その後は刊年不明ながらも近世のものと思われる薄い『世間重寶萬徳大雑書三世相』や同じく近世のものと思われる絵がふんだんに入つた『萬寶絵抄大成』などにも戌・亥は八幡が当てられている。明治一七年(一八八四)の『萬曆大雑書三世相大全』では絵像も衣冠をつけ、弓矢を背負つた神像らしいものとなつてゐる。現在よく知られてゐる高島曆では八幡大菩薩の神像を掲げるようになってゐるから、この変化は一九世紀半ば近くになつて起きたもので、現在ではこちらの組合せの方が一般に知られやすくなつてゐることが分かる。ただし、全ての大雑書の記事が一八世紀半ば以降、戌亥のイチダイ様を八幡とするようになつたわけではなく、阿弥陀如来と主張するものも明治以降にも多く版行

されていることも指摘しておかねばならない。なお、本文自体の記事内容は阿弥陀の場合も八幡の場合も違いはない。

さらに、大雑書のイチダイ様の記述で「生まれ本尊を知る歌」が掲げられている場合がある。これは

子は千手丑寅としては虚空蔵辰巳は普賢卯は文殊也
午は勢至未と申は大日よ酉は不動に戌亥阿弥陀ぞ

というイチダイ様の配当を和歌めいた形式にしたもので、嘉永六年（一八五三）の『国寶大雑書』に見え、明治以降に刊行された大雑書にも引き継がれていく。⁽³⁶⁾

これは、こうした知識が書物そのものから離れ、人々の記憶に入りやすい状態になっていったか、あるいは、なるようにする大きな原動力であったと考えられる。言い換えればイチダイ様の概念が和歌という形式をとって伝承という形態のメディアに開かれていたことを示しているものととらえることができるのである。

大雑書におけるイチダイ様の記事でさらに注目しておくべきなのは、現在のところ、明治以降に刊行された大雑書において、守り本尊の記事の末尾に付け加えられる次のような記述である。

右十二支生れ年命数の事は古書に因てその大略を記すものなり億兆の人ことごとく此命数に合とはあらずされども人々養生のよきと悪きによりて命に長短あり故に食養生をつつしむべきなり（『増

補永代大雑書三世相』、明治十六年・一八八三）

占いのことばは受取る側によって多様な解釈を可能にする余地を残した表現をとることが普通であるが、ここでの主張もそれに類するものといえよう。そして、こうした記述が付け加えられるようになるのは、やはりこのイチダイ様に関する記事がよく読まれ、話題になることが多かったことを示すのではないだろうか。大雑書における類似の記事が変化していく理由の一つにはこうした読書による内容批判とそれに応える記事の削除と付加とがあった、と考えておいてよいのではないだろうか。以上はイチダイサマの記事と特徴とが時代的にどれほど過るのかについての検討であった。最後に空間的な広がりを示す例を挙げておきたい。沖縄県中頭郡北中城村熱田で見いだされた、いわゆる「トキ双紙」（現在、沖縄県立博物館蔵）には「一代のまふり仏の事」という項目があり、この書物のなかで干支を示す特殊な記号を用いながら、イチダイ様を示してある。記号を干支に直して記せば、

子の人はいくわんおん 丑寅の人はこくさう
卯の人はもんちよ 辰巳の人はふけん
午の人はせいし 未申の人は大日
酉の人はふとう 戌亥の人はあみた

であり、大雑書の記事と一致する。イチダイ様の観念は文字の上で少なくとも沖縄にまで広がっているのである。このことは第一節の「事例

四」に示した那覇市首里における十二カ所巡りの生成を考える際に無視できない問題といえよう。⁴⁷⁾

少なくとも、イチダイ様に関する観念は前近代の日本においては文字文化や書物の書写によって広がるのが可能であったわけで、民俗事象の成立や伝播にそうした条件を考慮する必要があるといえるのである。

本節で検討してきた大雑書にみられるイチダイ様の観念と類似した「守り本尊の事」の記事についてまとめ、民俗事象や巫俗との関連について考えてみよう。大雑書にみられるこうした記事は初期の大雑書には未だ見いだせないが、一九世紀に入ると易の卦や神仏の図像が付され、普遍的な記事となってくる。その内容は、比較的安定しており、大きな改変は見られない。しかし、和歌の形式で守り本尊を記憶するための記述があることや、明治以降のものには従来の記事に対する補記が行なわれているなど、注目され、よく読まれていた痕跡があることや書物から知識だけが切り離され、伝承的な知識の装いとなりやすい記事であることをうかがうことができるものであった。

大雑書を検討してもイチダイ様の概念や信仰の始源は不明であったが、近世においてこうした概念が、民俗事象や巫俗と近い位相にあったことは断言してよいように思われる。今のところ、民俗事象や巫俗としてのイチダイ様信仰に大きな影響を与え、その生成に深くかかわった書物として大雑書を位置づけることができるのである。そして書物という形式をとる故に地域を越えて、一定の条件さえ揃えば、巫俗や民俗事象にイチダイ様の観念が流入していく機会があったと考えられるのである。

五 まとめと今後の課題

民俗事象のなかでも信仰に関するものは、その形成過程の推測が難しい。ここでそうした関心を生成という術語で表現したのは、時代的、地理的条件以外に、民俗事象そのものが形成されていく内的な条件を抽出することを目標としたからであった。そのために一般的な民俗事象に加えて、巫俗という宗教者がかかわる事象や大雑書のような書物の記事内容も積極的に取り上げ、考察を進めてきた。そうした目標が充分達成されたかどうかはいささか心許ないが、本稿で明らかになったイチダイ様信仰についてまとめておこう。

イチダイ様の信仰はムラにおける行事や講集団などにおける信仰の観念として今日でも北奥羽に見いだすことができる。そればかりではなく、共同体的な規制の比較的弱い、個人祈願の対象を選択していく際の観念としても存在している。こうした観念が民俗化した背景には巫俗が関わっているものと考えられ、東北地方の巫女の祭文や口寄せ、祓いなどの巫儀にイチダイ様、ケタイ神などに関わるものが存在する。しかし、これらはいずれもイチダイ様独自のものというよりも、従来の神仏に対するものを再構成して形作られたものといった趣が強い。それよりも近世に盛行した大雑書にある守り本尊の記事が一九世紀初め以降、多く見いだすことができ、内容も照応する上に、広く読まれ、受け入れられていったことから、大雑書の記事が民俗化したものと考えることが可能である。

以上の検討の結果をふまえて、イチダイ様信仰のたどってきた道筋を

推測してみよう。この観念の起源となった宗教観念は不明であるが、当初は八方位に神仏を配置していたのが、十二支に合わせた守護神仏となったものであろう。それは近世前半までのある時代の民俗的事象であった可能性も否定しきれないが、やや抽象的な観念であるから、陰陽道や仏教の融合から生じた観念である可能性が高い。この点については今後、さらに検討していかねばならない。

この観念は一九世紀はじめまでに庶民生活に密着した大雑書類に記事として収録され、よく知られるようになっていった。易の卦とともに収録されているものが圧倒的に多いことから、易とそれを用いる人々の周辺から文字化の途が開かれたものとも考えられる。易を媒介にすることによって、それはまた、個人的な祈願や信仰とも結びつきやすい位相にもあったであろう。そして巫俗にも取り入れられ、巫女たちが関与する民俗的な行事、儀礼とともに一般に知られるようになっていった。また、大雑書を媒介に巫者が関わらなくとも、干支の観念や地域の寺社でまつられている神仏の知識さえあれば、個人的な信仰行動を起こすことは容易であるから、この段階でも共同体に基盤を置かない信仰としても生成する可能性を持っているということができるといえる。

こうして整理してみるとイチダイ様信仰の生成としては二つの段階が設定できることが明らかである。第一の段階は大雑書に記事として収録されるまでの、文字通りの形成の段階が想定できる。しかし、信仰とりわけ民俗研究の立場からは、巫者や地域の寺社の活動などを契機として民俗事象として成立していく第二の段階も重視しなければならぬ。民俗事象の調査、研究から明らかになる信仰の生成を追究する糸口はここ

に含まれていると考えられるからである。

本稿で検討してきたイチダイ様信仰にかかわる問題は以上のようにまとめられるのであるが、一方、見いだされたまま未解決の課題も多い。

生成の第二の段階、すなわち民俗行事、儀礼に組み込まれていく過程は想定できるもののその詳細は充分には明らかにできなかった。その前提となる条件としては干支の思想が受け入れられていく様相や土地毎の寺社の活動を検討しなければならず、その点は今後の課題である。

さらに個人の信仰行動という視点からの追究も今後は必要であろう。個人の生年によって守護する神仏が決定されるイチダイ様は民俗信仰のなかで批判されつつも強い影響力を持つてきたイエエ単位の祭祀の対象としての祖霊、屋敷神、氏神等とは系統を異とするカミ祭祀の論理である。そしてそれが民俗事象や巫俗のなかで一定の機能を果たしていることも確認することができた。こうしたイエエ単位の祭祀に包含されない個別の祭祀の論理を民俗研究上、位置づけていくことが必要であろう。

また、派生的な問題であるが、大雑書に注目することで巫俗に関わる祭文の具体的な集積過程を考察することが可能になると思われる。現時点では聞き書き等で復元できる巫儀は近世後半に整えられた面が少なくないという可能性が見えてきたことから、巫俗を広く文字文化と民俗との関連の中に位置づけることでその時代性を考究していくことができると思われる。

総じてイチダイ様信仰は近世後半から現代にかけて大雑書的な知識が民俗化していく過程で生起している信仰現象であり、固定的、持続的に見えながら意外に不安定な様相を呈しているものと位置づけるこ

とができる。そして、民俗信仰研究の理論的な側面を考えていく上でも示唆的なものを多く含んでいる事象ということができるのである。

[注記]

(1) 本稿でいうイチャダイ様信仰とはあくまでも十二支によって守護神仏がひとまとまりとして決定されている、という観念を対象とする。

従って特定の神仏のみが突出して信仰され、禁忌を伴うといった場合など―例えば虚空蔵菩薩に対する信仰のなかで、鰻食の禁忌が強調されるといった事例―は今回は対象から除くことになる。なお、このイチャダイ様に関する信仰は史料類には一代様と表記されることが多く、また民俗事象としてはケタイガミ、ケデガミ、ホンケガミなどと称されることも多い。ここでは両者を検討していく際の分析概念及び筆者自身の調査資料の場合はイチャダイ様と表記し、史資料や事例においては出典通りに表記することとする。

(2) 筆者は陰陽道と民俗事象との関連を大きく二つの視点から追究している。

第一は近世以降に出版され、庶民生活のなかにおおいに受け入れられた陰陽道書の成立と展開にまつわる検討である。この視点から既に公表した論文としては①「東方朔覚書」(『日本文化研究』一、一九八九、筑波大学、三七―五五頁)、②「東方朔追尋―近世陰陽道書の受容をめぐる―」(『西郊民俗』一三三、一九九〇、西郊民俗談話会、一―八頁)、③「東方朔追遙―陰陽道の受容と展開の民俗的位相―」(『民俗宗教の西日本と東日本における構造的相違に関

する総合的調査研究』平成三年度科学研究費補助金(総合研究A)研究成果報告書・研究代表者/宮本袈裟雄、一九九二、五五―六三頁)、④「東方朔溯源―近世陰陽道書の成立に関する考察―」(『文経論叢』二八―三、一九九三、弘前大学人文学部、四一―六八頁)、⑤「生活知識の近世的形態―『寛永九年版大雑書』の位置―」(『文経論叢』二九―三、一九九四、弘前大学人文学部、六一―九二頁)、⑥「寛永九年版大ざつしよ」(橋本萬平と共編、一九九六、岩田書院)等がある。

第二は伝承的な説話や民俗儀礼のなかで陰陽道の要素が指摘できるものを見いだし、広義の陰陽道の展開史として位置づける作業である。この視点から既に公表したものととしては⑦「陰陽道系説話の展開と位相」(『口承文芸研究』一六、一九九三、日本口承文芸学会、六七―八四頁)、⑧「三隣亡ノート―暦注と民俗とのかかわりから―」(『文経論叢』三〇―三、一九九五、弘前大学人文学部、二一―三四頁)、⑨「鬼の呪宝の承譜―昔話と陰陽道との交渉―」(『昔話―研究と資料―』二五号、一九九七刊行予定、日本昔話学会。)等がある。

本稿は後者の視座に属するものである。

(3) 中市謙三「ケタイガミなど」(『旅と伝説』一三一―八、一九四〇、三才社、五四―五六頁)。また、中市氏は後掲注(5)の能田多代子氏の論考に応じて「ケタイガミ」(『民間伝承』五一―一、一九四〇、民間伝承の会、五一―六頁)、「再びケタイガミについて」(『民間伝承』五一―二、一九四〇、民間伝承の会、五頁)などを寄せてい

る。なお、ケタイ(神)の民俗報告としては夏堀謹二郎「俗信一
束」(『奥南新報』一九三二年一〇月一日―十一月二十五日、奥南新報
社)に「虚空蔵様のけたい(丑寅生れ)の人は鱈を食ふな」(八戸、
晴山澤)(一〇月七日)、「橋の袂に小便をするものでない普賢様は
居られる處を持たぬので橋の下に居られる故。殊にも普賢様のけた
い(辰巳生まれの人)はするものでない」(十一月三日)とある
(古川実氏、佐々木達司氏御教示)のが比較的早い報告のように思
われる。

(4) 藤原相之助「ケタイ神と守本尊」(『旅と伝説』一三三―一〇、一九四
〇、三元社、六一―二二頁)。

(5) 能田多代子「オボスナ神」(『民間伝承』五一―一〇、一九四〇、民間
伝承の会、一頁)なお、同『青森県五戸方言集』(一九八二、国書
刊行会)、六七頁も参照

(6) 森口多里『新訂増補町の民俗』(初版一九四四、新訂増補一九七九、
歴史図書社)、一八一―一八四頁。

(7) 佐藤健一郎・田村善次郎文ノ若尾和正写真『小絵馬―いのりとかた
ち―』(一九七八、淡交社)、一七三―一七四頁。

(8) 以下の事例報告は一九九五年八月に青森県立郷土館の農村民俗調査
に筆者が参加し、聞き書きした成果とその後、個人的に補充調査し
た成果に拠るものである。諏訪堂集落の民俗事象の全容については
『諏訪堂の民俗』(青森県立郷土館、一九九七)を参照。ここでは
筆者が担当した信仰に関する調査の一部を若干の分析を交えながら
報告する。

(9) 田沢庸一『諏訪堂稲荷神社史考』(一九九五、諏訪堂稲荷神社敬神
会)

(10) 妙堂クラブによって祀られている二本柳家の供養碑と類似したもの
で、稲荷神社境内に堂舎があり、毎年七月一日に宵宮が行なわれ
る。

(11) 供養する者がいないホトケをまとめて供養するもので、ムラの地蔵
の脇に供養塔が立てられており、毎年四月二四日に僧侶を呼んで祈
禱をしよう。

(12) このシチカムラは津軽地方の村落における民俗的な行事として報告
が重ねられている。南津軽郡平賀町小国では

村の各家の玄関口には、一年の無病息災など祈って戸札が貼られ、
さらにシメナワにナンバン、ニンニク、炭、スルメなどが下げられ
ている。このシメナワは、一年中そのままの状態で張っている。こ
れは、正月に飾るシメナワとは異なり、村の女性が一年の無事と豊
作を祈って集団で七ヶ所の神社や寺に願い掛けをする七ヶ村の習俗
によって張られたものである。この七ヶ村と呼ぶ、神社・寺巡りは、
三月末から四月のころ農作業の始まる前に女性たちが女の力を持つ
て豊作を祈願するための祈願行事である。これは、集団で七つの神
社・寺など参詣するのであるが、特別な講的組織によって行われる
わけではなく、近所の者がそのころになると自然に声を掛け合って仲
間を結成する。集団の規模は、小国は二〇人前後という。初め産土
神である八幡宮から出発し、最後は大きな神社や寺で御祈禱しても

らう。最後の寺や神社では、シメナワに下げのために持参したナンバン、ニンニク、炭など七種類の供物を神前で祈禱してもらい、さらに神社などからいただいたシデ（御幣）を持って村に帰り、これを玄関口のシメナワに挟んで張る。小国での七ヶ村に歩く主な寺院は、東目屋根の清水多賀神社、岩木町の百沢の求聞寺、弘前西茂森の天満宮、岩木町兼平の天満宮、岩木町の愛宕山橋雲寺、黒石市温湯の袋白山姫神社、大鰐町の大円寺、碓ヶ関の古懸国上寺、弘前市の八幡宮などである。（『小国の民俗』、一九九二、青森県立郷土館、六二―六三頁。）

といった形で行なわれており、諏訪堂とはやや異なるが、村の行事として行なわれていることが分かる。中津軽西目屋村の白沢では「七カ所」かけとして、

毎年四月一二日に女の人達で「七カ所」かけに行く。行くところはその年によって違うが、村のお宮にまず参拝し、百沢、弘前の八幡宮、大鰐、桜庭、田代などを回ってきて最後にまた村のお宮に行きここで終わりとなる。白沢の三三軒のうち、今年は二四軒の家で参加した。（『大秋・白沢の民俗』、一九九三、青森県立郷土館、六五頁。）

といった形式である。

(13) 一例を挙げれば、『津軽新報』紙（黒石市を中心とする地方新聞）

の平成八年一月一日には「十二支と八大菩薩との組み合わせ」と解説とが掲載されており、次のように津軽の寺社とイチダイ様とが比定されて紹介されている。

子… 千手観音… 西目屋村清水の観音
丑寅… 虚空蔵尊… 百沢の求聞寺
卯… 文殊菩薩… 岩木町の兼平天満宮
辰巳… 普賢菩薩… 岩木町の愛宕堂
午… 勢至菩薩… 黒石の袋の勢至尊
未申… 大日如来… 大鰐の大日様
酉… 不動明王… 碓ヶ関の古懸不動尊
戌亥… 八幡大菩薩… 弘前の八幡宮

なお、一箇所で十二支全てのイチダイ様が祭られているところとして、弘前市西茂森町京徳寺と尾上町猿賀神宮寺が挙げられている。

(14) 『大秋・白沢の民俗』（青森県立郷土館、一九九三、六四頁）。

(15) 一九九五年一月、筆者の聞き書きに拠る。

(16) 以下の事例報告は東洋大学民俗研究会『上郷の民俗』（一九七七）の「信仰」の項（一五九―一九〇頁）の飯豊に関する部分を抜き出して再構成したものである。

(17) 以下の事例報告は一九九六年一月に筆者が実地調査した成果に基づく。

(18) 前掲注(6)の森口著書に拠る。家来神の配置は津軽のものと同じで

ある。

(19) 前掲注(4)の藤原論文、六、八一頁。

(20) 田村昭編著『仙台の珍談奇談③』(一九九三、宝文堂)、二三―二七頁。

(21) 以下の事例報告は稲福みき子「首里十二カ所巡り」にみられる宗教の重層構造―寺院の組織化と民間宗教―(『復帰二〇年・沖縄の政治・社会変動と文化変容』八平成四・五・六年度文部省科学研究費補助金(一般研究A) 研究成果報告書・研究代表者/比屋根照夫、一九九五、一〇七―一八頁)、同「首里十二カ所巡り」にみる宗教の重層構造」(『宗教研究』六九―四、一九九六、日本宗教学会、三四四―三四五頁。)の事例から再構成した。なお、筆者は一九九六年一二月に実地調査を行ない、十二カ所巡りの様態を確認している。

(22) 夏堀謹二郎『真ぐ文章』(一九三七、八戸郷土研究会)

(23) 小井川潤次郎『いたこの伝承』(一九五三、八戸郷土研究会、のち『小井川潤次郎著作集一/おしらさま・えんぶり』(一九七七、伊吉書院、八五―一六三頁。)所収)。

(24) 石川純一郎「口寄せ巫女―岩手県二戸地方におけるイタコサンの生態と伝承―」(『日本民俗学』六八、一九七〇、日本民俗学会、一四八頁。)、同「口寄せ巫女の伝承―八戸市周辺の場合―」(『國學院大學日本文化研究所紀要』三四号、一九七四、七三一―六一頁。)

(25) 桜井徳太郎『日本シヤマニズムの研究(上)』(吉川弘文館、一九八八)

(26) 以下、二戸地方の巫俗に関しては、特に注記しない限り、前掲注

(24)の石川論文「口寄せ巫女」に拠る。

(27) 前掲(24)の石川論文「口寄せ巫女」、四六一―四七頁。

(28) 以下の記述は前掲注(24)の石川論文「口寄せ巫女の伝承」に拠る。なお、この石川論文では、本稿で祭文と称しているものを巫歌としている。以下の論述では祭文に統一する。

(29) この地域のイチダイ様の観念がそれほど古くないものではないか、という推測を支持する傍証として、八戸市十六日町に在住していた根城すゑ巫女(明治二四年生)の保持していた切紙を挙げることができる(前掲注(23)の小井川著作集、一〇九―一〇頁)。これは

千手契中連

子年

地雷復

守護神 出雲大社 大己貫命 倉稻魂命

丑年

地沢臨

虚空蔵良上連

守護神 伊勢神宮 倉稻魂命

寅年

地天恭

守護神 八坂神社 素盞鳴尊

文殊震中斷

卯年

雷天大莊

守護神 伊豆三島神社 大山祇神

辰年

沢天夫か

普賢巽下斷

守護神 京都加茂神社 加茂大明神

巳年

乾为天

守護神 八坂神社 素盞鳴尊

勢至離中断

午年 天風姫

守護神 伊勢神宮 豊受大神 倉稲魂命

未年 天山遯

大日坤皆断

守護神 八坂神社 素盞鳴尊

申年 天地否

守護神 近江日吉神社 大山祇命

不動兑上断

酉年 風地觀

守護神 奈良春日神社 春日大明神

戌年 山地剝

阿弥陀乾皆連

守護神 近江多賀大明神

亥年 坤為地

守護神 宇佐八幡宮 八幡大明神

というもので、これまで見てきたイチダイ様に神道的な要素が付加されている。また易の掛らしい記述も加えられていて、後述する大雑書類との関連も考えられる。

(30) 前掲注(25) 桜井著書、三〇五頁。

(31) 前掲注(3)、参照。

(32) 前掲注(25) 桜井著書、四〇七、四二九頁に拠った。

(33) 前掲注(25) 桜井著書、四九〇頁に拠った。

(34) 例えば、小井川潤次郎氏の『いたこの伝承』には「夢まじない」

(前掲注(23)の小井川著作集、一三六一―一三八頁)、「十二支被い」

(同上―一四九―一五〇頁) など十二支の概念を下敷きにした祭文が

多く収められている。なお、青森県下北郡脇野沢村本村に在住して

いた西村りゑ巫女(明治三八年生)が語ったイチダイ様に関する知識でも十二支の概念との関わりが肯定されている。高松敬吉編『サ
ンヤサマー「商売」Ⅱ巫業についての聞き書』(一九九二、自刊、
七―八頁、二七―二八頁)を参照。

(35) 注(2)の拙稿⑤及び⑥の「解説二 大雑書と民俗研究」参照。

(36) この歌も詳細に見ていくと本によって若干の相違を見いだすことができる。『萬寶絵抄大成』(刊年未詳、近世か)には「人のむまれ年によりまいり本そんをしるうた」として

ねはせんじゆうしとらにてはこくうぞう

うはもんじゆにてたつみふけんよ

むませいしひつじとさるは大にちよ

とりはふとうにいぬゐ八まん

となつている。

(37) なお、トキ双紙と類似の書物として沖縄県宮古島の砂川、友利及びその周辺地域に伝承されているソウシ(砂川^{うらぎ}双紙とも称される)に
関しては、大雑書自体の変容の問題として別稿で論ずる予定である。
現時点での見通しは注(2)の⑥の「解説二 大雑書と民俗研究」、
二二四―二二七頁を参照。

ここでのイチダイ様の信仰と関わる部分についてのみ見通しを述
べておこなうならば、宮古島のソウシには沖縄本島におけるトキ双紙に

見られるような守り本尊の記事はない。しかし、ソウシには冒頭に所持者の守り神が記入されることになっており、個人毎の守護神が書物に明示されるという点で共通する要素を持っているといえる。

この問題はソウシが大雑書の影響をどの程度受けているのか、守護神選択の具体的な様相、南島の民俗文化における守護神の観念などの検討を経て追究すべきである、と考えている。なお、この点については、鎌田久子「守護神について」(九学会連合沖繩調査委員会編『沖繩―自然・文化・社会―』、一九七六、弘文堂、二一三―二二二頁。)を参照。

〔付記〕 本稿は平成八年度文部省科学研究費補助金奨励研究(A)「方位観の形成に関する民俗学的調査研究」の成果の一部である。

(こいけ・じゅんいち 弘前大学人文学部助教授)